

広島県告示第四百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中光整形外科リハビリクリニック	呉市川尻町西五丁目一番二〇号	平成二十二年四月一日
八幡クリニック	廿日市市串戸四丁目一三番一四号	平成二十二年四月一日
北広島町芸北歯科診療所	山県郡北広島町荒神原二〇〇番地	平成二十二年四月一日
三原こころ薬局	三原市中之町九丁目一八三番四号	平成二十二年五月一日
丸山薬局	尾道市西久保町二一番三〇号	平成二十二年五月一日
ジャスコ広島府中店薬局	安芸郡府中町大須二丁目一番一号	平成二十二年四月二三日